

離職・廃業/収入が減ったことにより、 賃貸住宅の家賃支払いにお悩みの方へ 住居確保給付金のご案内

家賃のお支払いを支援し、あなたの就職活動(※1)をサポートします！



○どのような方が対象ですか？

- 離職・廃業をして2年以内(※2)の方
- やむを得ない休業等により収入が減り、
家賃を払えなくなりそうな方/住む家がない方

(※2)病気、けが、育児等でやむを得ず就職活動ができなかった場合は最大4年

○収入などの制限はありますか？

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
①収入基準額(月額)(※3)	11.3万円	15.7万円	18.6万円	22.1万円
②預金・現金上限額	46.8万円	69万円	84万円	100万円
支給家賃上限額	3.5万円	4.2万円	4.6万円	4.6万円

(※3)収入基準額は家賃額によって変わります。①と②両方当てはまる必要があります。

●お問合せ●

近江八幡市福祉保険部 福祉暮らし仕事相談室(福祉政策課内)

TEL: 0748-36-5583 FAX: 0748-32-6518

E-mail: 010806@city.omihachiman.lg.jp

◆受付時間◆月曜～金曜(祝日除く) 8:30～17:15



あなたに合った求職活動をしてください

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動について、よくご確認ください。

<求職活動要件をチェック！>

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

①

②

- ③ シフト減少 (※1)
- ④ ③以外の自営業者

③

④

いいえ

事業を建て直す意思がある

はい

公共職業安定所等での
求職活動



経営相談先から
就労を勧められた場合

活動計画の作成

経営相談先(※2)
での経営相談

自立に向けた
活動

(※1) 自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む
(※2) 商工会議所、商工会等

公共職業安定所等での求職活動

(1)～(5)の全てを実施

- (1) 公共職業安定所等への求職申込み
- (2) 福祉暮らし仕事相談室での相談 (月4回以上)
- (3) 公共職業安定所等での職業相談 (月2回以上)
- (4) 企業等への応募 (原則週1回以上)
- (5) プランに沿った活動 (家計相談など)

経営相談先での経営相談等による 自立に向けた活動

(1)～(5)の全てを実施

- (1) 経営相談先への相談申込み
- (2) 福祉暮らし仕事相談室での相談 (月4回以上)
- (3) 経営相談先での経営相談 (原則月1回)
- (4) 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 (月1回以上)
- (5) プランに沿った活動 (家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

自立に向けた活動って？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。(例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など)「自立に向けた活動計画」は福祉暮らし仕事相談室への報告が必要です。